

提案条例説明資料

令和 6 年 6 月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	報告第4号
2	題名	専決処分の報告について（浜田市税条例の一部を改正する条例）
3	目的・理由	「地方税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により同年3月31日付けで、浜田市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。
4	概要	1 個人住民税関係 (1) 寄附金税額控除に係る所定の改正 公益信託制度の見直しにより、所得税法の見直しに伴う規定の整備 (2) 特別税額控除に係る規定の新設 令和6年度分の個人住民税の所得割から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、1万円を減額する特別税額控除を新設したことに伴う規定の整備 (3) 職権による減免を可能とする規定の追加 今般の能登半島地震の発生を踏まえ、被災前の備えとして申請書の提出によらず職権による減免を可能とする規定を追加 2 固定資産税関係 (1) 課税標準の特例率を定める規定の新設 ア 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、固定資産税の課税標準の特例率を「わがまち特例」により定め、価格に7分の6を乗じた額とする特例措置を新設

		イ 「居心地が良く歩きたくなる」 まちなか創出について、固定資産税の課税標準の特例率を「わがまち特例」により定め、価格に 2 分の 1 を乗じた額とする特例措置を新設 (2) 認定長期優良住宅に係る特例適用規定の新設 認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設 (3) 職権による減免を可能とする規定の追加 今般の能登半島地震の発生を踏まえ、被災前の備えとして申請書の提出によらず職権による減免を可能とする規定を追加 3 その他規定の整理
5	施行期日等	1 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日（一部を除く。） 2 経過措置 各税目に関する経過措置

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 36 号
2	題名	浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の一部が改正され、引用する条項が整理されたため、所要の改正を行うものです。 また、健康保険証が廃止されることに伴い、条例で定める市独自に個人番号を利用することができる事務（以下「独自利用事務」という。）に利用する特定個人情報に医療保険給付関係情報を新たに加えるため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴う改正 (1) 特定個人番号利用事務等の定義（第 2 条関係） 法別表第 2 が削られたことに伴い、同表に規定する事務に該当するものを「特定個人番号利用事務」とし、同表に規定する特定個人情報に該当するものを「利用特定個人情報」とする。 (2) 法別表第 2 を引用する条項等の整理（第 4 条、第 5 条、別表第 2 及び別表第 3 関係） 2 生活保護法の一部改正に伴う改正 進学準備給付金の名称変更に伴う整理（別表第 1 関係） （改正前）進学準備給付金 （改正後）進学・就職準備給付金 3 健康保険証が廃止されることに伴う改正 別表第 2 第 1 項及び第 3 項に規定する独自利用事務（医療費助成事務）に利用する特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加

5	施行期日等	公布の日
6	備 考	独自利用事務への医療保険給付関係情報の利用は、個人情報保護委員会に届出後、令和 7 年 2 月から開始となる予定です。 なお、現行の健康保険証は令和 6 年 12 月 2 日に廃止となりますが、次のとおり自身の被保険者資格等を把握できるため、令和 7 年 2 月までの間の事務処理に支障はありません。 (1) 既に発行している健康保険証は最長 1 年間使用ができること。 (2) マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ったもの）保持者へは「資格情報のお知らせ」が交付されること。

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第 37 号
2	題名	浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	国土調査の成果により美又まちづくりセンターの所在地番が変更になったことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	美又まちづくりセンターの所在地番の変更（第 2 条関係） （改正前）浜田市金城町追原 176 番地 （改正後）浜田市金城町追原 177 番地 1
5	施行期日等	公布の日
6	備考	所在地番の変更のみで、設置場所の変更はありません。

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 38 号
2	題名	浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	市においては、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行されてもリスクは解消されていないとの判断から、職員の新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例を現在まで継続していましたが、5 類感染症移行後概ね 1 年が経過し、同感染症を取り巻く環境に一定の落ち着きが見え始めていることから、国や県の規定に合わせ所要の改正を行うものです。
4	概要	防疫作業等従事手当に係る特例の条件変更（附則第 3 項関係） （改正前） 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を受け入れている病院、宿泊施設等の内部その他新型コロナウイルス感染症に感染する危険性が高い場所において、同感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業 （改正後） 国において新型インフルエンザ等対策本部（政府対策本部）が設置された特定新型インフルエンザ等であって、市長が定めたものから市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業
5	施行期日等	令和 6 年 8 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 39 号
2	題名	浜田市スポーツ推進審議会条例及び浜田市資料館運営協議会条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和 6 年度の機構改革により、教育委員会の機構が変更となったことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 浜田市スポーツ推進審議会条例の一部改正（第 1 条） 審議会の庶務担当課の変更（第 7 条関係） （改正前）文化スポーツ課 （改正後）スポーツ振興課 2 浜田市資料館運営協議会条例の一部改正（第 2 条） 協議会の庶務担当課の変更（第 7 条関係） （改正前）文化スポーツ課 （改正後）文化振興課
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 40 号
2	題名	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	国における家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部が改正され、当該施設における職員配置基準の改善が図られたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	家庭的保育事業等の施設における児童数に対する職員配置の最低基準の改善（第 30 条、第 32 条、第 45 条及び第 48 条関係） (1) 満 3 歳以上満 4 歳未満児に係る職員配置基準 （改正前）児童おおむね 20 人につき保育士又は保育従事者 1 人以上 （改正後）児童おおむね 15 人につき保育士又は保育従事者 1 人以上 (2) 満 4 歳以上児に係る職員配置基準 （改正前）児童おおむね 30 人につき保育士又は保育従事者 1 人以上 （改正後）児童おおむね 25 人につき保育士又は保育従事者 1 人以上
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 経過措置 職員配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例の規定は適用せず、改正前の条例の規定は、なおその効力を有する。
6	備考	対象となる施設は、現時点で浜田市内に存在しません。

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 41 号
2	題名	浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	市木住宅及び向野田住宅C棟 1 戸を用途廃止すること及び島根県住宅供給公社との「若者定住向け公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約」に基づき、グリーンハイツ及びニュー旭ヶ丘を無償譲渡により取得することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 地域定住住宅の用途廃止（別表関係） (1) 市木住宅 ア 所在地 浜田市旭町市木 3735 番地 1 イ 構造 木造平家建 ウ 建設年度 平成 3 年度 (2) 向野田住宅C棟 全 2 戸のうち 1 戸 ア 所在地 浜田市三隅町向野田 613 番地 3 イ 構造 木造 2 階建 ウ 建設年度 昭和 59 年度 2 地域定住住宅の取得（別表関係） (1) グリーンハイツ ア 所在地 浜田市金城町下来原 181 番地 5 イ 構造 鉄骨造 2 階建 ウ 建設年度 平成 5 年度 エ 戸数 4 戸 (2) ニュー旭ヶ丘 ア 所在地 浜田市旭町今市 1134 番地 1 イ 構造 鉄骨造 2 階建 ウ 建設年度 平成 5 年度 エ 戸数 4 戸
5	施行期日等	1 住宅の用途廃止に係る改正規定 公布の日 2 住宅の取得に係る改正規定 令和 6 年 10 月 1 日

6	備 考	用途廃止後の取扱い（予定） (1) 市木住宅 施設を解体後、敷地を土地賃貸借契約書に基づき地権者に返還 (2) 向野田住宅C棟1戸 施設を解体後、隣接する地域定住住宅の敷地として一体的に管理
---	-----	--

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第 42 号
2	題名	浜田市公共下水道条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、除害施設の設置等に係る水質基準について、所要の改正を行うものです。
4	概要	公共下水道の放流水に関する排水基準が定められた項目の変更（第 10 条関係） （改正前）大腸菌群数 （改正後）大腸菌数
5	施行期日等	令和 7 年 4 月 1 日